

神奈川県の環境政策

神奈川県の環境政策

1 神奈川県における環境問題の変遷

■ 公害の深刻化と公害防止対策の展開・

本県の環境対策は、戦後の経済復興の中で、京浜工業地帯を中心に、大気汚染などの公害が問題になり始めた昭和26年「神奈川県事業場公害防止条例」の制定により本格的な第一歩を踏み出し、昭和39年には「神奈川県公害の防止に関する条例」を制定し、大気汚染や水質汚濁の進行に対処しました。

その後、昭和46年には「総量規制」方式や指定工場の総合審査制を導入した「神奈川県公害防止条例」を制定し、53年にはこの条例を、事業者による公害防止の自主的規制を導入した条例に全面的に改正しました。

■ 都市化の進展への対応

一方、経済の高度成長による工業生産力の増大や 人口の過密化など、都市化の進展による環境の悪化 を防止し、良好な環境の確保を図るため、昭和46 年、本県の環境行政の基本方向を示す「良好な環境 の確保に関する基本条例」を制定し、その後、昭和 55年には一定規模以上の開発について、環境に与え る影響を事前に調査、予測、評価する「神奈川県環 境影響評価条例」を制定しました。

■ 公害問題から環境問題へ -

昭和60年代以降、産業型の公害が工場規制などの成果により鎮静化した一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着や、人口や社会経済活動の都市への集中の進展などにより、生活排水による河川や海の汚濁、自動

車の排気ガスによる大気の汚染や騒音公害、大量に 排出されるごみ処理の問題等の都市・生活型公害が 顕著になってきました。また、こうした地域の環境 問題に加え、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球 規模の環境課題が顕在化してきました。

■ 地球環境問題への対応・

平成4年6月にリオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」では、持続可能な開発のための人類の行動計画である「アジェンダ21」が採択され、地方においても地球環境の改善を目指して地域が取り組むローカルアジェンダ21の策定が求められました。これを受け、本県では平成5年1月に、県民・

企業・行政の三者が協働して、日本初のローカルアジェンダ21である「アジェンダ21かながわ」を採択するとともに、その推進母体として「かながわ地球環境保全推進会議」を発足させ、地球環境問題への取組をスタートさせました。

■ 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定等

環境問題が、都市・生活型から地球規模の問題にまで拡大する中で、平成5年1月に策定された「アジェンダ21かながわ」に基づいて、従来の政策の枠組を見直すため、平成8年3月、「神奈川県環境基本条例」を制定し、環境の保全・創造の基本理念と県、市町村、事業者及び県民の責務や、施策の基本方向などを定めました。また、この条例では環境権の趣旨と良好な環境を継承する責務を前文に位置付けています。

平成9年3月には、「神奈川県環境基本条例」に基づき「神奈川県環境基本計画」を策定し、「率先・協働・参加」を基本に、環境の保全・創造に関する施策の充実・強化を図るとともに、平成9年10月には「神奈川県公害防止条例」を全面的に見直し、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を制定して、地域から地球規模の環境問題への対応を明確化しました。

■ 環境基本計画の見直し等 -

「神奈川県環境基本計画」の策定後、ダイオキシン汚染の発生や環境ホルモン等の化学物質問題の顕在化、廃棄物問題の深刻化、さらには地球温暖化対策の具体化など、環境問題を巡り大きな状況変化が生じたことから、「環境立県かながわ」の実現に向けた確かな道筋をつけるため、平成12年4月に計画の見直しを行いました。

その後、この計画を踏まえ、平成14年3月「廃棄物県内処理100%」の実現に向けた「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、平成14年10月には、「ディーゼル車の運行規制」や「低公害車の導入義務付け」な

どを主な内容として、「神奈川県生活環境の保全等 に関する条例」を改正しました。

また、平成15年10月には「アジェンダ21かながわ」を見直し、より実効性を重視した「新アジェンダ21かながわ」が「かながわ地球環境保全推進会議」で採択されました。

このほか、県自らの率先実行の取組として、平成13年3月に県の本庁を対象とし「ISO14001」の認証を取得し、平成15年3月にはすべての県機関(警察を除く)に認証範囲を拡大しました。

■ 環境基本計画の全面的な改定と関連計画の策定等

自動車交通公害対策や廃棄物対策、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など近年その影響が顕在化してきた新たな課題への対応を行うとともに、平成15年10月に県民、企業、行政の参加と協働により策定された「新アジェンダ21かながわ」を踏まえた積極的な施策展開を行うため、平成16年3月に策定された県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえて、平成17年10月に「神奈川県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。

また、平成17年3月には社会経済環境の変化等に

対応するため、「神奈川県廃棄物処理計画」の事業計画を中心とした改訂を行いました。

さらに、平成17年11月には将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的として、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するため「かながわ水源環境保全・再生海策大綱」と「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成18年3月には、都市から里山、森林、山岳地域まで全県的な「みどり」を対象とする「神奈川みどり計画」を策定しました。

2 神奈川県環境基本計画

1 神奈川県環境基本計画とは

神奈川県環境基本条例第8条に基づき、環境の保 全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進す るため知事が策定する環境分野における基本的な計画です。

2 計画改定の経緯

県では、平成9年3月に神奈川県環境基本計画を 策定し、平成12年4月に施策内容を中心とした見直 しを行いました。

その後、自動車交通公害対策や廃棄物対策、地球 温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象や外 来生物対策など近年その影響が顕在化してきた新た な課題への対応を行うとともに、平成15年10月に 策定された「新アジェンダ21かながわ」を踏まえた 積極的な施策展開を行うため、県の総合計画である 「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえて、平成 17年10月に全面的な改定を行いました。

3 計画の概要

■ 基本目標

「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」

■ 計画期間

平成17年度から平成27年度までの概ね10年間

■ 三つの政策分野

基本目標の実現に向けて、県の環境政策が対象とする分野を三つの政策分野に整理し、具体的な施策を展開していきます。

政策分野 1:恵み豊かな地域環境づくり

生活環境の改善や自然環境の保全など恵み豊かな地域環境づくりに取り組みます。

政策分野2:持続可能な社会づくり

社会経済活動のあり方の見直しを含め、環境と 経済のバランスのとれた持続可能な社会づくりに 取り組みます。

政策分野3:協働・連携を進める人づくり

環境に配慮して、自ら率先して、かつ他の人々 や団体と協働・連携して行動する人づくりを進め ます。

■ 具体的な事業展開

◇全体の施策体系

施策の方向に沿って3年間で取り組む施策・ 事業の全体像を提示しています。

◇プロジェクト

施策の方向に沿って重点的に取り組む事業として、「全体の施策体系」で示した事業を再構成し、「プロジェクト」として3年間の目標と事業を具体的に設定しています。

*三つの政策分野ごとの施策の方向やプロジェクト については次ページに掲載しています。

4 計画の特徴

◇「協働・連携を進める人づくり」を設定

基本目標の実現に向け、県はもとよりあらゆる行動主体が常に環境を意識し、環境に配慮して行動することが重要となるため、これまでの「環境づくり」、「社会づくり」に加え新たに「人づくり(協働・連携を進める人づくり)」を政策分野として設定しました。

◇進捗状況点検の結果を踏まえ、毎年度、更新

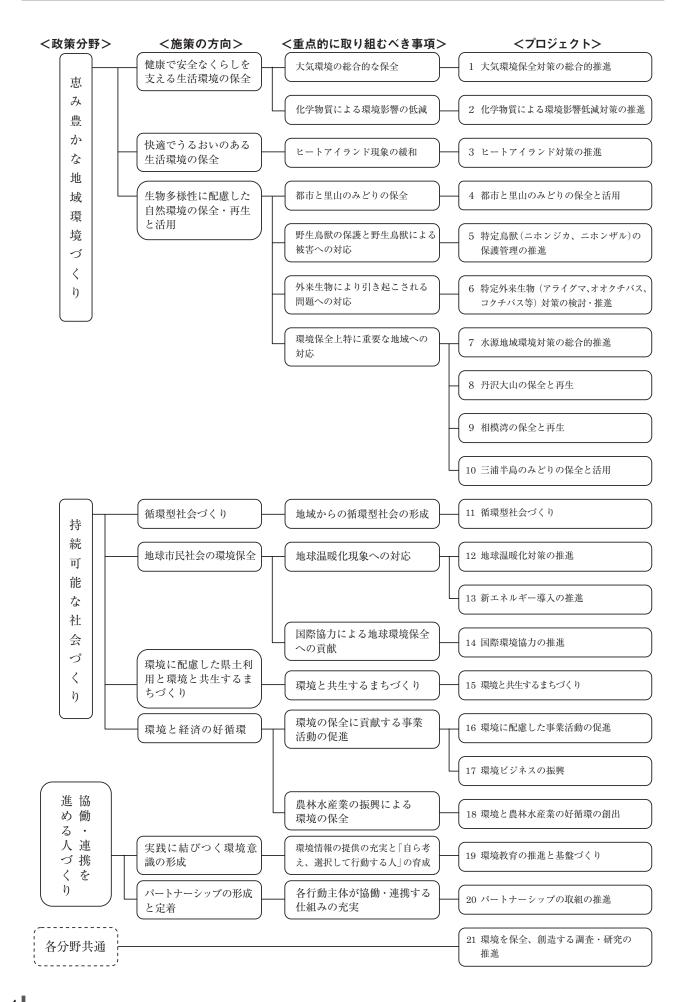
プロジェクトについて、原則として年度別の数 値目標を設定し、進捗状況点検の結果を踏まえ、 毎年度、3年間の計画を更新します。

◇県民参加による計画の推進

県民が身近な環境の状況を実感できる指標の開発や進捗状況点検に当たっての県民意見募集など、県民参加による計画の推進を図ります。



神奈川県環境基本計画(平成17年10月)について http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ kankyokeikaku/keikaku/index.htm



3 平成 17年度の主な取組

平成17年度の各分野ごとの主な取組は次のとおりです。

■ 自然環境

都市化の進展と人口の急増とともにみどりが減少する一方で、里山や森林においては手入れ不足等に伴い生物多様性の確保、水源かん養、防災といった機能が急速に衰えるという新たな課題が生じ、みどりの質の再生と向上が求められています。

これまでのみどり施策は、「かながわ新みどり計画」、「神奈川県広域緑地計画」と「かながわの森林づくり計画」の3つの計画に基づいて実施してきましたが、これらの計画を統合して県土全域でみどりに関する総合的な指針と施策体系をわかりやすく示した「神奈川みどり計画」を平成18年3月に策定しました。

丹沢大山の自然環境の保全対策については、平成 16年度から2か年計画で、丹沢大山のブナの立ち枯 れの進行や下層植生の衰退、水質の低下など自然環 境問題を解決するため、動植物等だけではなく、森林や河川・渓流、大気等の自然環境全体を視野に入れた丹沢大山総合調査を実施しています。

また、将来にわたり県民の皆さんが必要とする良質な水を安定的に確保するため、水源地域の自然環境が再生可能な今から水源環境の保全・再生の取組を長期的・継続的に進めていくこととし、平成19年度から20年間にわたる取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、最初の5年間に充実・強化して取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を平成17年11月に策定しました。さらに、この計画を支える個人県民税の超過課税を平成19年度からお願いすることとしました。

■ 大気環境

神奈川県では、大気環境の早期改善のため、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で定める排出基準に適合しないトラック、バス等のディーゼル自動車の県内運行を禁止する「ディーゼル車運行規制」を実施しています。県内の路上、拠点(ディーゼル車が集まる場所)及び事業所において立入検査を

行い、条例の基準に適合しない車両の改善指導を実施するとともに、低公害車の導入の促進を図るなど、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画に基づき、自動車からの排出ガス量の抑制に取り組んでいます。

■ 廃棄物

廃棄物対策については、平成17年3月に改訂した神奈川県廃棄物処理計画に基づき、県内処理100%を基本目標として、発生抑制 (Reduce リデュース)、再使用 (Reuse リユース)、再生利用 (Recycle リサイクル) の3Rを基本とした総合的な廃棄物対策を着実に推進するとともに、不法投棄対策について

は、県の関係機関や市町村、県警、地域等と連携・協力しながら不法投棄撲滅キャンペーン、市町村との合同パトロール、警備会社への監視委託、専任監視職による監視活動などの未然防止対策、不法投棄物の撤去や市町村の撤去事業への補助などの原状回復対策に、取り組んでいます。

■ 地球環境

県民、企業、NPO、行政の協働により新たに策 定された「新アジェンダ21かながわ」は、持続可能 な社会かながわの実現を目標に、30年後のかながわ の将来像を掲げ、今後10年間の行動計画を示して います。これを受け、さまざまな行動主体がそれぞ れの環境配慮の取組を、「マイアジェンダ」として登 録して公表する「マイアジェンダ制度」を推進し、個 人や学校、企業、NPO、行政が自主的に環境配慮 を実践するとともに連携・協働して実効ある地球温 暖化防止の行動を起こすよう取り組んでいます。

平成17年6月には、ケニアの環境副大臣のマー

タイさんが提唱する「もったいない運動」に共鳴し て、個人のマイアジェンダ登録35項目の中から 「もったいない」に関連する10項目をピックアップ した「マイアジェンダ登録"もったいない"バージョ ン」を創設し、個人登録の促進を図りました。

また、新たな省エネルギー対策として、平成16 年5月に作成した「神奈川県ESCO事業導入等基本 方針」及び「神奈川県ESCO事業導入計画」に基づき、 対象となる県有施設について順次、ESCO事業者 の公募や選定を行い、ESCO事業の計画的な導入を 図っています。



水源環境の保全・再生をめざして

「施策大綱」と「実行5か年計画」の策定

県では平成12年以来、水源環境保全・再生施策と財源のあり方について、県民や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成17年11月に、20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か

年計画」の二つからなる計画を策定しました。

また、実行5か年計画の財源を確保するため、平成 17年9月県議会で、個人県民税の超過課税を講じる ための県税条例の改正を行いました。

平成19年度から計画に盛り込んだ事業を推進する とともに、個人県民税の超過課税を導入します。

1 水源環境保全・再生の必要性

本県では、相模ダムの建設をはじめとして、早くから水源開発に努め、平成13年の宮ケ瀬ダムの完成により、経済の発展や豊かな県民生活を支える水資源の供給体制は概ね整いました。

しかしながら、ダムに貯えられる水の恵みは、上 流域の森林や河川など水源地域の自然環境によって 育まれるものです。これらの自然は、水のかん養や 浄化などの機能を十分果たせるよう良好な状態に保 たれる必要がありますが、現状では、森林の荒廃や 上流域における生活排水対策の遅れなど様々な課題 があります。

先人がこれまで築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引き継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民が利用できるようにするためには、水源地域の自然環境が再生可能な今のうちから水源環境保全・再生の取組に着手し、長期にわたり取組を継続していく必要があります。

2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

「施策大綱」は、平成19年度以降の20年間を視野 に入れた水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に 推進するための取組の基本的考え方や分野ごとの施 策展開の方向性などを示しています。

計画期間	平成 19 ~ 38 年度
目 的	良質な水の安定的確保
理念	河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図る。
施策展開の 視点	○総合的な施策推進○県民の意志を基盤とした施策展開○順応的管理^{注)}の考え方に基づく施策推進

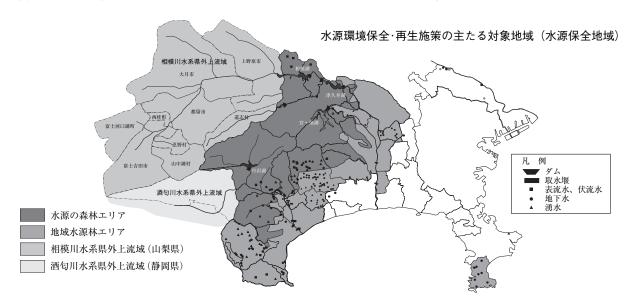
注)「順応的管理」…計画の実行過程をモニタリングし、その結果を分析・ 評価し、最新の科学的知見に基づいて、必要な計画 の見直しを行うもの。



適切に管理された人工林

1 対象地域

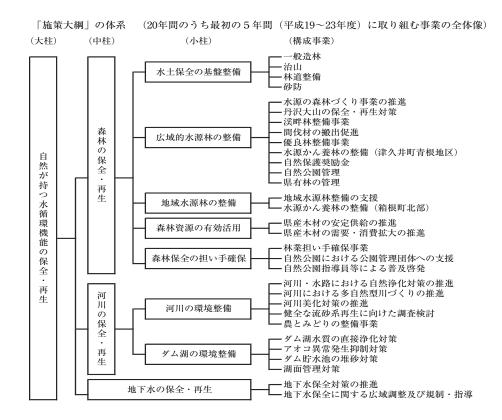
- ●主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心 に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体 (水源保全地域)で展開します。
- ●水環境教育・学習の推進など水源環境保全・再生を 支える活動の促進については、県民全体で水を守 る観点から、県全域で展開します。

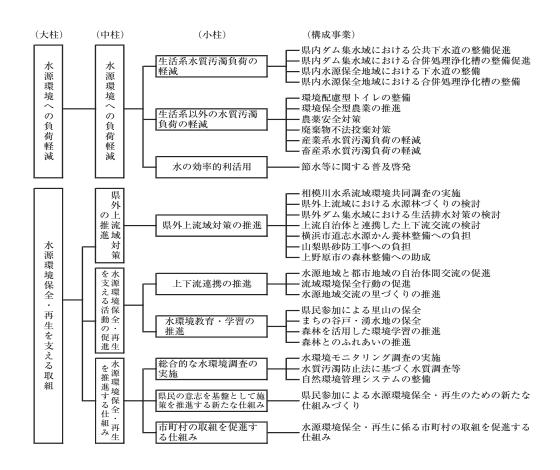


2 施策体系

森林の荒廃や水源水質の汚濁は、様々な原因が複合して生じているため、水源環境を保全・再生するためには、単一の対策では効果を上げることはでき

ません。そのため、水量、水質両面にわたる総合的・体系的な対策に、国や市町村、NPO等と連携して取り組み、効果的な施策推進を図ります。





3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

「実行5か年計画」は、「施策大綱」に基づき、水源 環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進する ため、20年間の第1期の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしています。

計画期間	平成 19 ~ 23 年度	
対象事業	○水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内の水源保全地域を中心に実施する取組 ○水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組	
事業数と 新 規 必 要 額	12 事業 約 190 億円(5 年間の総額) 約 38 億円(年度平均)	



狩川上流(南足柄市)

■「実行5か年計画」に位置付けた12事業

A		()内は、5年間の新規必要額	単位:百万円
	1	水源の森林づくり事業の推進	(8,393)
豊かな水を	2	丹沢大山の保全・再生対策	(796)
育む森の 保全·再生の	3	渓畔林整備事業	(200)
ために	4	間伐材の搬出促進	(409)
	5	地域水源林整備の支援	(949)
	6	河川・水路における自然浄化対策の推進	(1,122)
清らかな 水源の	7	地下水保全対策の推進	(1,165)
保全・再生の ために	8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	(4,270)
	9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	(646)
小海里每個人	10	相模川水系流域環境共同調査の実施	(98)
水源環境保全・ 再生を支える 取組	11	水環境モニタリング調査の実施	(848)
4 AI) <u>E</u>	12	県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり	(192)

合計 190億8,800万円 (単年度平均 約38億1,800万円)

4 水源環境保全・再生の取組を支える財源

水源環境の保全・再生は、将来にわたり取り組まなければならない課題であり、その施策は継続的に行う必要があります。そのためには、景気の動向等に左右されやすく、不安定な一般財源とは別に、水源環境保全・再生のための安定した財源を新たに確保することが必要です。

そこで、「実行5か年計画」を推進するため新たに 必要となる、年間約38億円の財源を、水を利用す る県民の皆さんに広くご負担いただくため、個人県 民税の均等割と所得割に対する超過課税をお願いすることになりました。

この超過課税の実施期間は、平成19年度から5年間です。

なお、水源環境保全・再生のためにご負担いただいた税収を他の財源と区分し、その使途を明確にするため、新たに特別会計と、その特別会計の中に基金を同時に創設します。また、この基金では、法人・個人を問わず寄附も受け入れます。



アスベスト対策について

飛散防止に向けて

社会問題化

アスベスト問題については、平成17年6月末に、 尼崎市にある大手機械メーカーにおいて多数の健康 被害が発生していることなどが報道されたことに端 を発し、大きな社会問題となりました。

アスベスト製品の製造・加工工場は大気汚染防止 法の規制対象であるため、県は、同法の政令市とと もに、平成17年6月から7月にかけて、県内の対象 工場や過去に同法の対象であった工場に立入検査等 を行いました。

その結果、現在アスベストを取り扱っているの は、横浜市内の3工場、川崎市内の2工場、計5 工場であることが確認されたため、その5工場につ いて、横浜市・川崎市が敷地境界で大気中のアスベ ストを測定したところ、測定値は最高で1.29本/ポ と、同法の敷地境界基準(10本/マネ゙)を下回っている ことを確認しました。

所管		大気汚染防止法対象工場 (平成 17 年 3 月 31 日現在)	過去の対象工場
横湯	兵 市	3	4
JII 4	奇 市	2	1
横須	賀市	0	1
平均	冢 市	2	3
相模	原市	0	2
県所管地域		1 (伊勢原市)	6 (小田原市 2、秦野市 1、 大和市 2、伊勢原市 1)
全県域		8	17

)アスベストについて

アスベスト(石綿:いしわた、せきめん)は、天然 にできた鉱物繊維です。熱に強く、摩擦に強く切れ にくく、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化し にくいという特性を持っています。

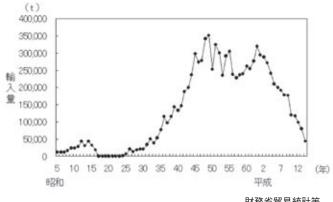
アスベストの用途は3,000種を超え、その9割は 建材製品として昭和30年ごろから使われはじめ、 ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物な どの軽量耐火被覆材として、昭和40年代の高度成 長期に多く使用されています。

しかし、アスベストを吸い込むと、15~40年の 潜伏期間を経て、肺がん、中皮腫(悪性の腫瘍)など の病気を引き起こすおそれがあります。

そのため、昭和50年には吹付けアスベストの禁 止、平成7年には青石綿・茶石綿を含有する製品の 製造が禁止され、その他のアスベストを1%以上含

む製品は、平成16年10月から製造・使用・輸入が原 則禁止されるなど、労働安全衛生法等により規制が 強化されてきました。

アスベスト輸入量の推移



財務省貿易統計等

3 大気汚染防止法の規制強化等

建築物の解体等によって生じるアスベストの飛散を 防ぐために、平成8年に大気汚染防止法が改正され、 吹付けアスベストの除去等を伴う工事が規制対象にな りました。

なお、除去作業に当たっては、同法に基づく作業基準により、作業場の隔離、高性能エアフィルターを用いた集じん・排気装置の設置及びアスベストの湿潤化等が義務づけられています。

また、平成17年12月には、同法施行令が改正され、

平成18年3月から吹付けアスベストをはじめ、アスベストを含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材を使用しているすべての建築物の除去作業等が規制対象になりました。

さらに、除去作業については、「労働安全衛生法」でも作業基準が定められているほか、除去工事等により生じたアスベストを含有する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりその適正処理が義務づけられています。

4 飛散防止に向けて

県では、大気汚染防止法の規制対象のほか対象外も含め、解体工事現場へ立入検査等を実施するなど、 適正に除去作業が行われるよう指導・監督を行うとと もに、除去作業時に現場の周辺等においてアスベスト 環境調査を実施しています。

平成17年度は、平成18年2月20日までに延べ63箇

所の環境調査を行っており、そのうち3箇所において 高濃度の排出が検出されたため、改善指導を行い、問 題のない状況に改善されたことを確認しています。

なお、他の除去作業では最高で1.7本/マスであり、 同法の敷地境界基準(10本/マス)を下回っていました。

] 建築物解体工事等におけるアスベスト環境調査結果(大気汚染防止法対象)

建筑物证左地

平成18年2月20日現在 (本/マネ゙)

在地	最大値 0.39 0.11 0.45 0.56	
	0.11 0.45	
	0.45	
	0.56	
	0.11	
	0.45	
箱根町仙石原		
秦野市曽屋		
寒川町倉見		
葉山町堀内		
厚木市関口		
厚木市戸室		
大井町山田		
鎌倉市常盤		
改善指導後	0.11 未満	
伊勢原市下糟屋		

连呆彻	7月1年2世	取入胆
鎌倉市梶原		0.11 未満
真鶴町真鶴		0.11 未満
厚木市上依知		0.11 未満
秦野市本町		0.11 未満
座間市栗原		0.11 未満
山北町山北		0.11 未満
逗子市久木		0.11 未満
津久井町太井		0.11 未満
大和市中央		0.11 未満
綾瀬市小園		0.11 未満
葉山町堀内		0.11 未満
三浦市城山町	-	0.11 未満
湯河原町宮上	-	100
		0.12
	改善指導後	0.53
		0.11 未満

是十值

0.94 0.11 未満
0.11 未満
0.34
0.11
0.56
0.11
0.11 未満

※国が定める方法で測定が可能なアスベスト 濃度の下限は0.11本/%%であるため、ア スベストが検出されない場合は、「0.11本 /%未満」と表記することとしている(以下 同じ)。

2 建築物解体工事等におけるアスベスト環境調査結果(大気汚染防止法対象外)

平成18年2月20日現在 (本/ ぱん)

建築物所在地		最大値	
秦野市曽屋	0.11 未満		
大井町山田	0.11 未満		
綾瀬市蓼川	綾瀬市蓼川		
伊勢原市沼目	伊勢原市沼目		
秦野市曽屋	25		
	作業終了後	0.11 未満	
逗子市小坪	逗子市小坪		
厚木市戸室	0.11 未満		
小田原市城山	0.11 未満		
三浦市南下浦	1.7		

建築物所在地	最大値
茅ヶ崎市松が丘	0.11 未満
小田原市鴨宮	0.11 未満
伊勢原市沼目	0.11 未満
秦野市鶴巻	0.11 未満
三浦市岬陽町	0.11 未満
茅ヶ崎市萩園	0.11 未満
大井町金子	0.11 未満
綾瀬市綾西	0.11 未満
葉山町堀内	0.11 未満
海老名市中央	0.11 未満

建築物所在地	最大値
厚木市旭町	0.11 未満
茅ヶ崎市元町	0.11 未満
茅ヶ崎市萩園	0.11 未満
逗子市久木	0.11 未満
箱根町二ノ平	0.11 未満
茅ヶ崎市柳島海岸	0.23
厚木市三田南	0.23
伊勢原市鈴川	0.11
秦野市今泉	0.11 未満

5 環境モニタリング調査結果

平成17年度は、県が所管する常時監視測定局15箇所において大気中アスベスト濃度の測定を行ったところ、すべての地点で0.11本/ポ末満であり、過去のモニタリング結果と比べても低い結果となりました。

また、廃棄物処理施設の周辺において測定した結果では、最高で0.28本/%であり、一般大気中と大きな差は見られませんでした。

| 1 常時監視測定局におけるアスベスト環境調査結果(平成17年11月15日~17日)

測定局名	測定結果
鎌倉市役所	0.11 未満
逗子市役所	0.11 未満
三浦市三崎中学校	0.11 未満
厚木市役所分庁舎	0.11 未満
大和市役所	0.11 未満

測定局名	測定結果
海老名市役所	0.11 未満
座間市役所	0.11 未満
綾瀬市役所	0.11 未満
愛川町角田	0.11 未満
茅ヶ崎市役所	0.11 未満

測定局名	測定結果		
秦野市役所	0.11 未満		
伊勢原市役所	0.11 未満		
南足柄市生駒	0.11 未満		
小田原市役所	0.11 未満		
津久井町中野	0.11 未満		

② 廃棄物処理施設等の周辺におけるアスベスト環境調査結果

施設所在地	施設類型	最大値	最小值	
秦野市曽屋	破砕施設	0.11 未満	0.11 未満	
海老名市杉久保	破砕施設	0.28	0.11 未満	
愛川町中津	破砕施設	0.11 未満	0.11 未満	
寒川町一之宮	積替・保管	0.11 未満	0.11 未満	
厚木市三田	石膏ボード	0.11 未満	0.11 未満	

■ アスベスト環境モニタリング調査結果

幾何平均濃度(本/マス)

	地域類型	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成8年度	平成13年度	平成 17 年度
一般環境	内陸山間地域	0.71	0.32	_	_	_	0.36	0.35	_
	農業地域	1.14	0.38	0.62	3.27	2.79	_	_	_
	住宅地域	1.88	0.36	0.30	1.35	2.04	_	_	0.11未満
工業地域等	工業地域	_	_	0.67	2.96	1.81	1.16	0.58	
	商工業地域	1.25	1.18	0.80	0.73	1.32	_	_	0.11未満
	アスベスト製品 製造事業所散在地域	1.04	0.59	_	_	_	_	_	_
	アスベスト製品 生産事業所周辺	3.16	0.73	_	_	_	_	_	_
	廃棄物処理場周辺	1.29	1.58	_	_	_	_	_	0.11未満
道路	高速道路沿線	1.72	1.11	_	_	_	_	_	
	幹線道路沿線	2.13	1.27	0.58	1.64	1.52	2.04	0.69	_

6 県のアスベスト対策

県では、アスベスト(石綿)問題に対応するため、 平成17年7月22日に県アスベスト対策会議を設置 し、緊急対策を次のとおり行うこととしました。ま た、これらの対策を実施した結果やアスベストに関 する情報は速やかに公表し、県のホームページなど で情報の提供を行っていきます。

(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/asbestos/index.htm)

-● 県のアスベスト対策取組み体系図(平成17年11月11日) ---

1 環境対策:アスベストの飛散防止対策

- (1)アスベスト発生源に対する指導や実態把握等の実施
 - ○アスベスト製品の製造・加工工場等に対する指導や実態把握等の実施
 - ○建物解体工事等に対する指導や実態把握等の実施
 - 廃棄物処理業者等に対する指導や調査
 - 一般環境大気のモニタリング調査の実施
 - ○アスベストの飛散防止対策に係る調査研究
 - 調査結果等に応じた対応策の検討等
 - ○解体工事等に対する住民不安の解消対策
- (2)民間建築物の実態調査の実施等
 - ○国との連携による社会福祉施設等に対する実態調査の実施
 - 特定建築物や大規模建築物に対する調査・把握
 - 実態調査結果に応じた対応策等の検討等

2 健康対策:県民の健康不安への対応と労働者の被害防止対策の推進

- ○県民の健康不安への対応
- 労働者の健康被害防止対策及び労災補償制度の普及啓発

3 県有施設対策: 県有施設に対する実態調査と飛散防止対策

- ○県有施設の実態調査の実施
- ○県立学校におけるアスベスト飛散調査の実施
- ○実態調査結果に応じた対策の実施
- 応急的な対応等の実施
- 水道用石綿セメント管の布設状況調査の再検証結果と今後の対応
- 調理器具等アスベスト含有機器等に係る対応策の検討
- ○公共工事におけるアスベスト含有建材の使用禁止

4 アスベスト対策の着実な推進

- ○県広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供
- 国・市町村等との情報共有や連携の促進
- ○アスベスト対策会議における対策の着実な推進



神奈川みどり計画の策定について

保全・再生・創出をめざして

1 背景と目的

神奈川県は、日帰り可能な県土に多種多様な自然や景観が拡がっていることが大きな特徴となっていますが、「神奈川みどり計画」では、こうした自然環境(植物や樹木及びそれらを育む水系を含む生き物の生息・生育空間や人々のくらしのなかで育まれてきた空間など)を包括してみどりと捉えています。

都市化に伴うみどりの減少や、農地、森林における手入れ不足によるみどりの機能低下などが課題となっており、みどりの量の確保と質の向上が求められています。

一方、県民の8割以上が「身近に親しめる緑や水辺があること」を重視し、また「景観緑三法」などみどりの持つ多面的・公益的機能に着目した法令等の制定や改正が相次いでいます。

そこで、「かながわ新みどり計画」など、みどりに 関わる既存の3計画を統合し、次の3点を目的とし た計画を策定しました。(平成18年4月実施)



かながわのみどりの現況(出典:県森林課)

- ○県全体のみどりの保全、再生、創出の体系的指 針をわかりやすく示すこと。
- ○みどりの配置及び具体的な保全、再生、創出の 手法と施策を示すこと。
- ○みどりの量とともに、質の確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこと。

なお、この計画は、「神奈川県環境基本計画」等の 関連計画であり、都市緑地法に基づく「広域緑地計画」としての性格も備えています。

2 計画期間

計画期間は、平成18年度から27年度までの10年間として、22年度には見直しを行うこととしています。

3 みどりの持つ機能等

策定にあたっては、生物多様性の確保、環境の維持・改善、水源かん養など「みどりの持つ機能と役割」と県内における「みどりの現状と課題」を分析し、みどりを保全する「制度」の活用を検討しています。



県立相模原公園

4 施策の基本理念等

計画では、みどりの量とともに質的な確保に取り 組んで、生物多様性の保全と充実を目指し、「人と生 き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざ して」を基本理念としました。

また、基本理念を実現するために次の5つを施策の 基本方向として、計画的に推進していくこととします。

「多様な生態系の確保」

「拠点となるみどりの確保」

「みどりを活かしたまちづくり」

「農地や森林の保全」

「市民協働と自然環境教育の推進」



小網代の森(三浦市)

5 緑化域の設定等

自然条件や地域の特性・標高域及び土地利用の面から共通の課題と地域的なつながりを持った地域について9つの「緑化域」を設定し、それぞれの基本方向に沿った量の確保や質の向上を推進するととも

に、緑化域を相互につなげることや、県域を越えた 広域的な水とみどりのネットワークの形成を図って いくこととしています。



6 みどりの将来目標と計画の推進

「みどりの将来目標」として、みどりを量的に確保 しネットワークを形成する面と、質的に向上させ ネットワークを強化するという二つの側面から考え ていきます。

「目標とする量」については、地域制緑地など保全の担保性の高いみどりの面積の県土面積に対する割合(みどり率)として、平成16年度時点の約45%(約109,520ヘクタール)の現状を平成27年度には約49%(約118,360ヘクタール)にすることを目標とします。

「目標とするみどりの質」については、定量的な把握 が困難なことから、一律の基準は設けず、次の主要な 取組を計画的に進めていくことします。

- ○多様な主体の協働・連携による都市のみどりの 保全
- ○みどりの維持管理の仕組みづくり
- ○景観づくり施策との連携
- ○都市におけるみどりの創出
- ○三浦半島緑化域のみどりの保全と活用
- ○里山づくり
- ○なぎさ緑化域のみどりの保全と活用
- ○水源の森林づくり等の推進
- ○丹沢大山の保全と再生



地域の住民が主体となった里山の保全活動



やどりき水源林(松田町)

7 計画の推進体制

1 多様な主体による推進体制

県、市町村、県民、NPO等の市民団体、コミュニティビジネス、企業などが協働・連携するため、県は体制整備や仕組みづくりにあたるとともに、各主体間の調整役として計画の円滑な推進を図ります。

また、計画全体の進捗状況や、かながわのみどり

の現況について検証していく役割を担うこととなり ます。

多様な主体間で、共通の問題意識を持つための一助として、みどり率の状況について毎年度集計し、公表することとします。

2 庁内の推進体制

この計画の進捗状況に対する評価・検証と実施施 策、実施主体、及び関連計画間の調整等に当たる機 関として、「神奈川みどり計画推進会議」を設置し、 みどり行政全般の充実と円滑な推進を図ります。



"もったいない"から始めよう!マイアジェンダ登録の推進

"かながわ"で暮らし、働き、学ぶ、すべての人へ

1 地球環境を守るために

これまで私たちは、生活の便利さを追い求め、大量生産、大量消費、大量廃棄によって地球環境に大きな負荷を与えてきました。そして、21世紀を迎えた今日、地球温暖化をはじめとする環境問題は待ったなしの対応が求められています。

平成17年2月には、先進国に温室効果ガスの排出 削減を義務付ける「京都議定書」が発効しました。こ の議定書の発効は、世界が地球温暖化防止に向けて 踏み出した大きな一歩です。これによってわが国は、今後、2008年(平成20年)~2012年(平成24年)における温室効果ガスの排出量を、1990年(平成2年)比で6%削減するという大きな目標を達成していかなければなりません。この目標を達成し、「持続可能な社会」を実現するためには、国民一人一人が、それぞれの地域で実践行動を積み重ねていくことが不可欠です。

2 マータイさんのもったいない運動

「もったいない運動」をご存知ですか?

ノーベル平和賞を受賞されたケニアの環境副大臣のマータイさんが、平成17年2月に来日された際に、資源を大切にする意味の日本語「もったいない」という言葉に深く共鳴され、それ以来「この言葉を国際語にしたい」と世界各地で呼びかけています。それが「もったいない運動」です。

"もったいない"という言葉の大切さ

"もったいない"は、限りある資源を無駄にせず、効率的に利用しようという考え方を象徴する言葉で、私たち日本人は昔からよく使ってきました。 "もったいない"に秘められた一番大切な心は、物を惜しむこと以上に、そのものを得るまでのさまざまな労苦に対する感謝と敬愛と言われています。

3 "もったいない"を実践行動に

県では、平成15年10月に「新アジェンダ21かながわ」を策定して以来、環境配慮に向けた活動を「マイアジェンダ(私の実践行動)」として、宣言していただくことにより、神奈川の環境を素晴らしいものにしようという「マイアジェンダ制度*」を推進してきました。

そして、マータイさんの進める"もったいない運動"に共鳴し、環境を良くするための身近な行動の 実践を呼びかけているものが「マイアジェンダ登録 "もったいない"バージョン」です。

※マイアジェンダ制度:環境にやさしい行動をすることを自主的に宣言し登録することにより環境配慮行動の環を広げていこうと いうもの。アジェンダとは「行動計画」や「課題」という意味

- 家電製品等を購入するときは省エネルギー型機器を選んで購入します。
- 不要な照明など無駄なエネルギー利用を改善します。
- ・家庭の消費電力の10%を占める待機電力を削減します。
- ごみの分別と資源化にしっかり取り組みます。
- 物を購入するときは、廃棄物の少なくなるものや長期使用できるものを選んで購入します。
- 生ごみ(食べ残し)の発生を極力減らします。
- 物を購入するときは、リユースできるもの、再生材やリサイクルしやすい素材を使用しているものなどを優先的に購入します。
- アイドリングストップやエコドライブに取り組みます。
- 節水や水の再利用をします。
- 商品購入時、包装をひかえ詰め替え製品などを利用します。

"もったいない"に該当する項目は、「ごみを分別する」「不要な照明をこまめに消す」など、どれも取り組みやすいことばかりです。「そんなこと、もうやっているよ」という方も多いと思います。「そんなことでも効果があるの?」と思われる方もいらっ

しゃると思います。

でも、「そんなこと」の積み重ねが、地球を救い、 子や孫が安心して暮らせる環境を残すことにつなが ります。

-● マータイさんからのメッセージ(一部抜粋) ●-

このような本県の取組について、マータイさんから次のとおりメッセージが届いています。

私は神奈川県の皆さんのことを考えています。皆さんが私たちの環境を守る運動を取り入れていただき、とりわけ、あの美しい「もったいない」という考え方を広めていただいていることを伺い、大変喜んでいることを申し上げたいと思います。

私は、「もったいない」の考え方をケニアに持ち帰るとともに、どこへ行っても、国内でも 世界でも、あのメッセージを分かち合っています。

私は、神奈川の皆さんが率先的に行動されるとともに、「もったいない」精神を尊重していただいていることに対し、松沢知事を通じお礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

2005年7月

4 マイアジェンダ制度の普及

"もったいない"をキーワードにしたマイアジェンダ登録促進キャンペーンには、県内の企業等にも賛同いただいています。東京電力(株)神奈川支店約1万1千人、NTT東日本神奈川支店約1万5千人、あいおい損保(株)約4百人、キリンビール(株)約1千7百人、鎌倉市約1千百人の社員・職員等の方々

がマイアジェンダ登録をしています。平成18年1月 末のマイアジェンダ個人登録数は、約3万9千人と なり、環境配慮活動の環が県内に急速に広まってい ます。

マイアジェンダ登録に関する詳細な内容はホームページからご覧になれます。



マイアジェンダ登録

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/mottainai.htm

「かながわの環境」〜新アジェンダ21かながわ〜 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ agenda/la21k.html

● マイアジェンダ(私の実践行動)を登録すると? ●

- ○メールアドレスをご記入いただいた方には、2か月に1度、ニュースレターをお届けします。
- ○年1回、登録内容をお知らせいたしますので、ご確認ください。その際に、登録内容を変更 · 追加していただくこともできます。
- ○「新アジェンダ21かながわ」の推進組織である「かながわ地球環境保全推進会議」の「実践行動部会」のメンバーとして、推進会議が行なうイベント等にご参加いただけます。
- ※このほか、ご登録いただいた皆さまには、今後、神奈川県が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき神奈川県地球温暖化防止活動推進センターに指定した「NPO法人かながわアジェンダ推進センター」より、ニュースレター等をお送りいたします。

・・・・・・・・・・・・・・<問合せ・登録シート送付先>

神奈川県環境農政部環境計画課内「かながわ地球環境保全推進会議事務局」

〒231-8588《住所の記載は不要です》

電話:045-210-4065 FAX:045-210-8845

E-mail:agenda.362@pref.kanagawa.jp